

下関市展示見本市等出展支援事業補助金制度

展示見本市等に出展しようとする市内中小企業者や組合等に対して、出展に必要な経費の一部を補助する制度です。

● 対象となる事業者

市内に本社（本拠）を有し、市税の滞納がない事業者で、次の項目のいずれかに該当することが要件となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- (2) 市内産業の振興を目的として設立された組合、団体等

● 対象とする展示見本市等

事業者が、加工・製造、開発した製品等を周知するために、県外及び国外で開催される展示会、見本市又は商談会、その他これらに類する催事（以下、展示見本市等という。）に出展する場合を対象とします。ただし、中小企業者が展示見本市等で販売活動を行う場合は対象となりません。

● 補助対象経費

国内の場合

出展にあたり義務的に必要となる費用（小間料、参加料）

国外の場合

出展にあたり必要となる費用（小間料、旅費、小間装飾料、運搬費、PCR検査費用・陰性証明書取得費用、ビジネス渡航に必要な各国が求める健康証明書関係書類取得費用）

※いずれも消費税相当額を含みます。

● 補助額

国内で開催される展示見本市等：補助対象経費額の2分の1又は5万円のいずれか低い額とする。

国外で開催される展示見本市等：補助対象経費額の2分の1又は10万円のいずれか低い額とする。

※1 事業者に対する補助は、同一年度に1回限りとします。

※2 組合等が出展し、かつ販売活動を行う場合については、補助対象経費から収益額を差し引いた額を基に算定します。

※3 申請者多数の場合は、補助額が変更になる場合があります。

● 募集

補助金交付申請については、事前に産業振興課工業係(083-232-7214)までご相談ください。

【申請手続きの流れ】

- ① 「補助金交付申請書」を産業振興課へ提出
- ② 市による審査後、「交付決定通知書」を送付（2月末）
- ③ 展示会・見本市での出展後、「実績報告書」を産業振興課へ提出
- ④ 「補助金額確定通知書」を市から送付（3月中旬ごろ）
- ⑤ 「補助金請求書」を産業振興課に提出、市より補助金の交付